

保険医療機関における院内書面掲示事項のウェブサイト掲載 (経過措置令和7年5月31日(土)迄)について

令和6年度診療報酬改定にて、院内の書面掲示事項を原則として、**ウェブサイトに掲載しなければならない**(療養担当規則)

自ら管理するウェブサイトを有する

YES

NO

書面掲示事項のウェブサイト掲載が義務

書面掲示事項のウェブサイト掲載は不要

経過措置：令和7年5月31日まで

どちらかで対応

自院のウェブサイトに書面掲示事項を掲載して**対応**

自院で管理する既存のホームページ内等に日本歯科医師会ホームページ内の「全国の歯医者さん検索」で「**施設基準届出項目等**」を登録し**歯科医院情報(URL)のリンクを貼って**対応
※次ページ以降に日歯HPについて詳細を載せてあります。

院内にも書面掲示を必ずしてください

掲示物は岡山県歯科医師会 HP へアップロードしておりますので、各自修正しご活用ください。
また、日本歯科医師会HP内で登録後「**当院からのご案内**(「施設基準届出項目等」を含む)をダウンロードする」から、PDFをダウンロード・印刷し院内掲示に利用することもできます。

例



日歯ホームページ

「全国の歯医者さん検索」

施設基準届出項目等の登録で自院 HP への表示が可能に

日歯HP「全国の歯医者さん検索」に表示できる歯科医院情報に「施設基準届出項目等」を追加しました。以下を参考に、歯科医院情報の登録・更新をお願いします。

令和6年度診療報酬改定により、自ら管理するHPを有する保険医療機関に対する「院内書面掲示事項のウェブサイト掲載」が義務化されました。令和7年5月31日までの経過措置が設けられていますが、該当する会員におかれましては早めの対応をお願いいたします。

①すでに自院で管理するホームページ(以下、HP)をお持ちの場合

「全国の歯医者さん検索」で「施設基準届出項目等」を登録の上、自院で管理する既存のHP(※1)内に「全国の歯医者さん検索」で表示される自院の歯科医院情報(URL)へのリンクを貼ることで、既存のHPを更新する手間や費用を削減できます。

②日歯が提供するHP作成機能を使ってすでに自院HPをお持ちの場合

「全国の歯医者さん検索」に「施設基準届出項目等」を登録すると、「施設基準届出項目等」を含めた同じ情報が「自院HP」(※2)にも自動的に反映されます。

【注】令和6年度診療報酬改定以前に本機能を使って自院HPを作成済みの場合は、施設基準の取得状況に応じて「全国の歯医者さん検索」の登録情報を適宜、更新してください。

③自院で管理するHPをお持ちでなく検討中の場合

日歯が提供するHP作成機能を使って自院HP(※2)を無料で作成することができます。「全国の歯医者さん検索」に「施設基準届出項目等」を登録した上で、自院HPを作成すると同HPにも「施設基準届出項目等」を含めた同じ情報が自動的に反映されます。

ただし、必ずしも自院HPを作成する必要はありません。

■留意点 自院で管理するHP(※1)や日歯が提供するHP作成機能で作成した「自院HP」(※2)、「全国の歯医者さん検索」の登録情報は会員の先生方が責任をもって管理していただき、施設基準の取得状況に応じて適宜更新してください。自ら管理するHPを有しない保険医療機関は院内への書面掲示を行うだけでよく、ウェブサイト掲載の義務化は対象外となります。

歯科医院情報の登録・更新方法

1 日本歯科医師会HPのトップページにある「メンバーズルーム」をクリックし、「ID」「パスワード」を入力後、ログインをクリック



初期設定では、会員証に記載の赤枠で囲った9桁の番号からハイフンを除いた数字がID、パスワードになります。

2 メンバーズルームのトップにある「全国の歯医者さん検索歯科医院情報の登録・更新」をクリック



3 会員番号、名前(カタカナ)を入力し、「登録・更新画面へ進む」をクリック

会員番号:会員証に記載の数字を2桁、3桁、4桁の順で入力してください。

※入会後に異動がある場合は最新の会員番号(9桁)を入力してください。

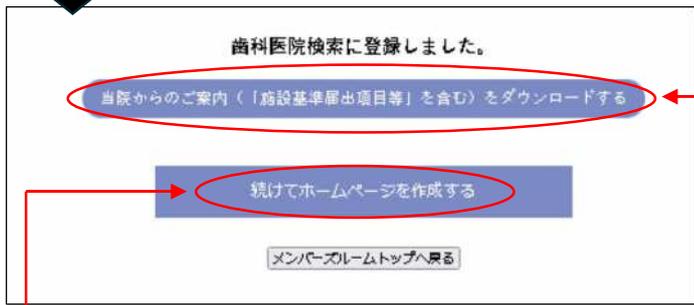
お名前(カタカナ):
全角入力

4 マニュアルを参照しながら「登録・更新」をクリックして、必要な歯科医院情報事項、必要に応じて【施設基準届出項目等】を登録してください。



5

登録を進め「歯科医院検索に登録しました。」と表示されたら「全国の歯医者さん検索」への登録は完了です。



※施設基準届出項目等を登録されている場合は、「当院からのご案内をダウンロードする」ボタンが表示されます。登録した「施設基準届出項目等」のご案内(院内掲示用)が必要な場合は、「当院からのご案内をダウンロードする」をクリックすると「施設基準届出項目等」のご案内(院内掲示用)PDFをダウンロードできます。



「施設基準届出項目等」のご案内（院内掲示用）PDF サンプル

6

続いて、日歯が提供するホームページ作成機能（無料）で「自院HP」を作成する場合は、「続けてホームページを作成する」をクリックしてください。



日歯が提供するホームページ作成機能（無）による「自院HP」サンプル



7

利用規約をスクロールして最後まで確認し、「規約に同意する」にチェックを入れ、「ホームページを作成する」をクリック。プレビュー画面を確認し、「登録」をクリックすると「ホームページを作成しました。」と表示されます。

〈注意事項〉

ホームページを作成後、内容を修正したい場合は、**4**「歯科医院情報の登録・更新」画面で変更箇所等を修正することで、ホームページも更新されます。

すでに自院で管理するホームページをお持ちの場合



これが自院の情報を示す「URL」になります。



「施設基準届出項目等」のご案内(院内掲示用)PDFが必要な場合



「全国の歯医者さん検索」の歯科医院情報の登録と同様、1～5まで同様の手順で作業を進め、「当院からのご案内をダウンロードする」をクリックしてください。

一般ユーザーが日歯HP(https://www.jda.or.jp/)の「全国の歯医者さん検索」で検索して実際に表示される自院の情報を表示してください。

登録情報が表示されていることを確認した上で、同ページのURLを自院HPの管理委託先にお知らせしてリンクを貼ってください。

【施設基準の届出状況の確認方法】



①中国四国厚生局ホームページを検索

②保険医療機関などの施設基準の届出
受理状況などについてのバナーをクリック



③届出受理医療機関名簿(岡山全体)
をクリック

ブラウザの検索機能などを使用して自院を探してください
施設基準の届出受理状況が確認できます